

○ 個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項

岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第5項

○類型化事項

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
1	<p>栄典、表彰等の候補者の選考に当たって、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。</p>	<p>本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障を来したり、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあることから、また、本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、当該事務の目的の達成に支障が生じることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>
2	<p>委員、講師、指導者、助言者等の選定に当たって、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。</p>	<p>委員等の適任者を幅広く求めるためには、多くの機関から候補者の実績等の個人情報を収集する必要があることから、また、本人から収集したのでは情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、当該事務の目的の達成に支障が生じることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>
3	<p>事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対して、実施機関又は他の行政機関等が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周知という公益に資するものであることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>
4	<p>資格要件の確認、権利関係の把握、対象者の選出等に当たって、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。</p>	<p>これらの事務に係る個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関若しくは他の行政機関等に提供することにより、利用先又は提供先において、当該情報の客観性・正確性を確保し、事務を適正に実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
5	<p>試験研究等のため、県立病院等において保有する患者等に関する個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。</p> <p>ただし、次の要件を満たすときに限る。</p> <p>(1) 本人の同意を得て試験研究等を行うことが困難であり、かつ当該試験研究等の結果が治療の場に還元されること。</p> <p>(2) 試験研究等を行うことが公益上必要なこと。</p> <p>(3) 試験研究等を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。</p>	<p>試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は、疾病対策の企画と評価に関する基礎資料になるとともに、疾病の原因の究明にも活用されている。こうした分野での個人情報の利用・提供には公益上の必要性が認められるとともに、的確な医療サービスを供給するという面でも重要な役割を果たしていることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>

岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第6項

○類型化事項

番号	類 型	目的外に提供する理由
1	<p>報道機関に発表し、又は報道機関の取材に応じて提供するとき。</p> <p>ただし、報道機関を通じて一般に知らせることに公益性がある場合又は提供する個人情報を取り扱う事務の目的に照らして明らかに合理性があると認められるときに限る。</p>	<p>対象となる個人情報の内容や、当該個人情報を取り扱う事務に対する社会的関心の高さ等から判断して、当該個人情報を公表することによる公益達成の必要性がある場合のほか、当該個人情報を公表することが当該個人情報を取り扱う事務の目的に照らして明らかに合理性が認められる場合には、報道機関に発表し、又は報道機関の取材に応じることを認める必要があるため。</p>
2	<p>栄典、表彰等の候補者の選考に当たって、候補者に関する個人情報を関係団体に提供するとき。</p> <p>ただし、栄典、表彰等の目的に公益性があり、かつ実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合に限る。</p>	<p>本人から収集したのでは、事業の公正な運営に支障を来したり、事業の円滑な実施を困難にするおそれがあることから、また、本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、当該事業の目的の達成に支障が生じることから、目的外の提供を認める必要があるため。</p>
3	<p>委員、講師、指導者、助言者等の選定に当たって、候補者に関する個人情報を関係団体に提供するとき。</p> <p>ただし、委員等の選定の目的に公益性があり、かつ実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合に限る。</p>	<p>委員等の適任者を幅広く求めるためには、多くの機関から候補者の実績等の個人情報を収集する必要があることから、また、本人から収集したのでは情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、当該事業の目的の達成に支障が生じることから、目的外の提供を認める必要があるため。</p>
4	<p>事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを、公共的な団体に提供するとき。</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対して、公共的な団体が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事業等の一般への周知という公益に資するものであることから、目的外の提供を認める必要があるため。</p>